平成２８年度　宮城県社会福祉協議会事業計画

経 営 理 念

宮城県社会福祉協議会は，本県における地域福祉推進の中核機関として市町村社会福祉協議会をはじめ，福祉諸団体，ＮＰＯ法人，ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと，高い公益性とともに民間法人としての自主性，創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み，豊かな福祉社会の実現を目指します。

また，東日本大震災からの早期復興に向けて，継続的に支援を行います。

経 営 方 針

１　被災地域の復興に向けた市町社協等と連携・協働による継続支援

２　地域住民が支え合う“まちづくり”の推進

３　地域における福祉サービスの担い手の支援

４　質の高い福祉サービスを支える体制の構築

５　各種団体とのネットワークの強化

６　より信頼される法人を目指した運営基盤の強化

事業計画の基本的な方針

今日の社会福祉は，少子高齢化の加速や住民同士の共助の希薄化，経済困窮等の課題が顕著となり住民のニーズは多様化・複雑化し，福祉サービスは横断的で柔軟な対応が望まれています。

そうした環境の変化により，社会福祉法人制度のあり方についても議論が行われ，課税の問題は引き続き検討とされましたが，ガバナンスの強化と運営の透明性，地域公益活動の責務としての位置づけなどの見直しが行われ，社会福祉法等の一部が改正されました。

このように社会福祉法人の存在意義が問われている中で，本来の公益性・非営利性ある活動等について，県民の理解を得るために幅広い福祉関係者とともに取り組んでいくことが重要と考えられます。

平成２８年度施行の障害者差別解消法は，すべての人が，障害の有無によって分け隔てることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて施行され，本会としても今まで以上に権利擁護を推進し，障害を理由とする差別を解消するべく取組みます。

東日本大震災（以下「大震災」という。）の被災地支援については，宮城県公表（平成２７年１２月３１日現在）における災害公営住宅の工事着手戸数約８９．７％で，被災住民の仮設住宅等での生活が長期化しています。このことによる新たな生活課題等を把握し，引き続き地域福祉推進の観点から被災地域の市町社協との連携による支援が不可欠となっております。

宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では，これらの社会動向と平成２５年策定の県社協地域福祉推進計画（以下「推進計画」という。）を基本に市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ，福祉諸団体との一層の連携を図り，地域福祉の向上に努めます。

さらに，県社協の経営基盤の主要財源である国・県等の補助金・委託金が毎年減少傾向にあることから，限られた財源の効率的配分と自主事業等の拡充を図り運営基盤の強化を図ります。また，宮城県の指定管理者として受託している社会福祉施設をはじめ，設置施設・事業所等の適正な運営に努めます。

以上により，県社協の理念・使命を果たすため，次の事務事業に取り組みます。

主な事務事業

１　大震災における被災地域の市町社協の支援をとおして，地域福祉推進の観点から被災住民等の自立・生活再建に努めます。〔推進計画…基本目標１－（３)〕

４０，２５９千円

（１）被災地域市町社協への支援
　被災地域市町社協が新たな街づくりに向けた復興活動に取り組めるよう，各社協の個別ニーズに対応した支援を行います。
　また，支援関係機関合同会議（震災復興定例支援会議，広域支援担当者情報共有会議等）を開催し，復興に関する課題等を共有して福祉活動を促進します。
（２）被災地域のコミュニティ構築支援
　仮設から災害公営住宅への移行に伴う被災者及び地域住民の新しいコミュニティ構築・再生に向けて，被災地域市町社協と協働しながら取り組み，他の被災地域市町社協が抱える地域の参考となるように情報発信します。

２　住民主体の“まちづくり”を進める市町村社協との連携・協働を図り，地域福祉を推進します。　〔推進計画…基本目標１－（１)（２)（４)〕

８７０，７８８千円

（１）地域福祉活動の推進
　地域福祉の活動を住民組織と共助で効果的・効率的に実践するために「地域福祉活動計画」を策定する市町村社協の支援を行ないます。
　民生児童委員が社会情勢を把握し，必要な活動を推進するため，同協議会と協働で階層別研修を実施します。
　地域包括ケア体制構築に向けた，市町村社協の支え合い体制づくりへの支援を行います。

（２）市町村社協の基盤強化とネットワークの構築
　地域において要援護者や住民活動のコーディネートをはじめ，新たな福祉課題等のシステムの開発・事業化に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）等の地域福祉推進者の育成に努めます。
　市町村社協とともに地域住民により身近な福祉問題等の解決のため小地域福祉活動（ネットワークづくり）の基盤整備に努め地域の活性化を図ります。

（３）地域活動の推進に係る情報の発信
　地域福祉の推進に向けた情報として，宮城県社会福祉大会，社協フォーラム，各種研修会の開催や広報誌「福祉みやぎ」の発刊，ホームページ等により幅広く発信し普及啓発に努めます。

３　多様なボランティア･市民活動が地域でいきいきと展開できるよう支援します。

〔推進計画…基本目標２－（１）（２）（３）〕

７２，５７１千円

（１）多様なボランティア・市民活動への支援の強化

社協ボランティアセンター（以下「社協ＶＣ」という。）機能の充実に取り組む市町社協を対象に担当者情報共有会議の開催や市町村社協ＶＣ運営に関する現地相談などの支援を行います。

また，大規模災害等に備え，災害ＶＣ運営訓練や運営中核者研修等を実施し人材育成に努め，その体制整備を推進します。

（２）地域活動を推進・支援する人材の育成

地域福祉活動推進者，ボランティアコーディネーター等の育成やボランティア団体・中間支援組織等との連絡会を開催するなど，住民主体の地域活動を推進できる人材の育成に努めます。

高齢者を対象とした宮城いきいき学園５校の運営をとおして社会貢献活動へ参画できる人材育成に努めます。

（３）福祉教育の推進

市町村社協と協働し，福祉教育・防災教育を切り口とした小地域における地域活動の活性化を図り，住民に対する福祉教育を推進します。

（４）元気高齢者への社会参加の支援

高齢者のスポーツや文化活動をとおして生きがいや健康づくりを促進するため，高齢者のスポーツ・文化の祭典である第２９回全国健康福祉祭ながさき大会（ねんりんピック長崎２０１６）への選手派遣や宮城シニア美術展を開催します。

４　質の高い福祉サービスを支える専門性を備えた人材育成・確保を図ります。

〔推進計画…基本目標３－（１）（２）（３）〕

４９６，０４８千円

（１）福祉人材の専門性を高める研修や資格取得のための研修の企画及び実施

福祉・介護人材の専門性を高めるため介護支援専門員研修，社会福祉従事者研修，資格取得研修等を実施し，スキルアップに努め福祉施設及び事業所等が提供する福祉サービスの向上を図ります。

障害者の就労支援として，知的障害者居宅介護職員初任者研修を実施します。

（２）幅広い人材確保の企画及び実施

福祉人材センター機能の福祉人材職業無料紹介事業による福祉の職場への職業紹介と斡旋をはじめ，介護養成校等と連携して介護福祉士等修学資金貸付事業等を実施し，人材の確保と定着に努めます。

（３）福祉事業者への経営支援の実施

社会福祉法人等がかかえている現状の問題・課題について社会福祉法人等のニーズに対応するため弁護士，公認会計士，社会保険労務士等の専門員相談による社会福祉事業経営相談を実施するなど，健全な経営基盤を確立できるよう支援を行います。

また，福祉サービス第三者評価事業機関として，子ども分野の保育所及び社会的養護関係施設の認証を取得し，対象となる施設の評価を行い，サービスの質の向上を促します。

５　県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し，住民やサービス利用者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

〔推進計画…基本目標４－（１）（２）（３）（４）〕

７８３，０９２千円

（１）県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化

県社協機関の地域福祉サービスセンターにおける「地域支援センター」に要援護者や地域住民の多様な福祉的ニーズに対応するため，地域福祉コーディネーターをモデル的に配置するべく職員を養成し，セーフティネットの一翼を担えるように地域福祉機能の強化に努めます。

（２）福祉サービス利用の広報啓発・相談

総合相談センターでは高齢者等の法律・医療・福祉の相談をはじめ，地域支援センター相談事業所では障害児療育相談や障害者生活（就労含む）相談を実施するとともに，これらの相談業務を周知するためのパンフレット等を作成し広報を行います。

（３）権利擁護の推進

日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）をとおして認知症高齢者や障害者等で判断能力が不十分な方に対し，そのニーズに即した福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行い，地域で安心して暮らせるよう自立支援を行います。

この事業が地域住民に密着したサービスを提供できる体制整備を図るため，基幹的社協（大崎圏域・仙台圏域・県南圏域）への業務委託を推進します。

また，運営適正化委員会では福祉サービスを利用する方々からの相談や苦情の解決に努めます。その他，事業者及び第三者委員を対象に研修会の開催や苦情解決制度の周知を図るため，広報・啓発活動を推進します。

（４）セーフティネット機能の充実・強化

市町村社協や民生委員等による相談支援を基盤とし，経済的困窮者や低所得世帯等の生活実態を把握し，その世帯に即した生活福祉資金の貸付けにより自立支援に努めます。また，その債務管理は償還計画に基づき適正に行います。

中国帰国者支援・交流センターの運営（日本語学習支援・生活相談・就労支援・地域支援交流等）をとおして中国帰国者が地域で安心して暮らすことがで

きるよう自立支援を行います。
　高齢者や障害者等で在宅生活が困難な方々に対し，県社協が運営する県立社会福祉施設やグループホーム等で生活（自立）支援を行います。

６　各種団体及び社会福祉法人が実施する福祉活動を支援・協働します。

〔推進計画…基本目標５－（１)〕

２，０５２千円

（１）各種団体との連携・協働
　種別を超えた懇談会の開催や定期訪問等を実施し，必要に応じて種別協議会の共通課題等を国，県，全社協等への要望や提言を取りまとめ提出します。

（２）災害福祉広域支援ネットワークの構築
　災害時における要援護者並びに被災施設支援に関する「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築するため，その事務局として福祉関係者と自治体が連携し支援の体制づくりに努めます。

7　より信頼される法人を目指し，運営基盤の強化を図ります。

〔推進計画…基本目標６－（１)〕

４，５８１，１６０千円

（１）運営基盤の強化
　コンプライアンス（法令遵守）を基本に事務事業の進捗状況を把握し，計画的な予算の執行，基金の運用，資金の確保など財務管理と不祥事防止など運営上のリスク管理の徹底を図り健全な法人運営に努めます。
　また，限られた補助金，委託費等の効率的配分や基金の的確な運用と自主事業等の拡充を図り運営基盤の強化に努めます。

（２）職員一人ひとりのスキルアップと組織の企画立案機能の強化
　県社協職員研修規程に基づき，人材育成研修システムの実践により職員一人ひとりのスキルアップに努めます。また，組織全体として外部講師等を招へいして研修会等を実施し企画立案機能の強化に努めます。

（３）社会福祉施設等の適正な運営
　指定管理者施設及び設置施設・事業所等の運営にあたっては，高齢者や障害児（者）等に施設入所支援をはじめ，生活介護・通所介護・相談事業等をとおして，生活・就労支援や相談支援などの福祉サービスを展開し，地域で自立した生活が送れるよう適正な運営に努めます。